

評価細目の第三者評価結果

(保育所)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	理念・基本方針はホームページやパンフレット・入園のしおり・重要事項説明書等、関係書面には明示されており、分かり易く職員の行動規範としての役割や、保護者に対しても目指している保育内容が明示されている。園長は年初の所信表明の機会に、職員に対しても保護者に対しても説明しており、特に保護者向にはより分かり易い資料を用いて説明されている。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	地域に於ける福祉事業の動向や福祉計画の策定動向に付いては、市の保育幼稚園課や戸田市園長会・要保護児童対策協議会に於いての会議や協議会より情報を得ており、それに基づきコスト分析や利用者の推移・利用率等の分析を行っている。子育て支援センターより得られる情報収集に付いても、今後、支援センターの機能として期待される。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	将来の園としての組織体制や設備の整備・職員体制・人材育成等に付いては、中期的な検討が必要と思われるが、法人としても具体的に中期計画を如何に策定すべきかが課題となっている。しかしながら、法人内での検討に於いては中期的な利益計画等で課題は挙げられており、職員にも人事考課制度の展開に於いて、その内容は説明され伝えられている。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	中・長期計画は策定されていない為、具体的にPDCAサイクルで管理できる体制にはなっていないが、利益計画としての検討は始められている。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	中・長期計画は策定されていない為、その内容を反映した年度の事業計画は作られていないが、重点課題、特に児童数に関する課題に付いて、一般園児・一時保育・子育て支援別に目標人数を置き、中間・期末に於いて評価・見直しを行っている。又、設備・備品に付いて、緊急を要する物から修理/買い換え計画を策定している。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	事業計画として掲げた重点課題に付き、本年度の計画値を決定する際、本部の指示も確認し、又、職員の意見も加味して策定されている。計画内容は月次別利益計画とリンクした形で毎月の園長会の報告事項になっており、予算/実績管理としてPDCAのチェックが行われる。園長会の報告は職員会議に於いて行われ、職員に周知されている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	c	事業計画の内容は、保護者に対して資料の説明や所内掲示・配付等を行われていない。現在の所、利用者への事業計画の周知や定期的な家族会の開催も行われていない為、より理解しやすい様な工夫として面談やアンケートを始めている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	福祉サービスの向上に付いては、人事考課制度に於ける個別の目標管理に於いて、保育(サービス)方法を改善する上での課題が取り上げられており、人事考課システムの中で展開されるPDCAの実施内容が、イコール質の向上に繋がっている。自己評価に付いては、年1回実施され結果は詳細に分析されている。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	実施された自己評価の分析結果に基づき、課題の明示と職員間での周知・共有が行われている。又、保護者に対しても園便りに結果を掲載し周知している。定期的に評価・見直しを行うと共に、次年度の保育課程の策定にもフィードバックされる。

評価結果詳細(とだ虹保育園)

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	職員に対しては、年度初めの職員会議に於いて所信を伝達しており、又、保護者に対しては、園だよりや面談の際に表明している。職務分掌については、運営規程に文章で明確化されており、職員に周知・徹底されている。只、一覧表形式になっているとより分かり易いのではないかと感じる。有事の際の管理者の役割と責任については、不在時の権限委任等を含め運営規程に明記されている。
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	園長は、市内保育所園長会や関係団体での協議の中で紹介された法令に関わる情報や、研修に参加した際に得られた法令に関する内容の他、遵守すべき法令等を理解しており、職員に対しても、研修報告等として職員会議等に於いて遵守すべき法令を周知している。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	年度始めに冊子を配布し、保育の取り組み方等を職員に周知している。又、人事考課シート作成時と年度末に定期面談を行い、質が上がる様な取り組みを行っている。今後の運営体制の改善として、副主任(2名)・幼児リーダー・乳児リーダーを選任し、主任を含めた6名合議体制での方針決定会議の創設を進めており、双方向の意見のやり取りがし易い組織作りを進めている。
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	職員の労務管理内容や利益計画に対する進捗管理に関しては、本部に対する報告項目として月次毎に管理されている。又、人員計画に関しては、計画に対する過不足を管理しており、本部と調整しながら補充が進められる。職員の働きやすい職場作りの一例として、休憩時間改善の為に清掃作業を外部委託したり、残業の削減対応として、手空きの時間が出来たら前倒しできる業務の先行実施を進める等、効果が出ている。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方に付いては就業規則に明文化されており、福祉人材の確保と育成に関する方針に関しては、キャリアパスイメージに表明されている。運営体制の改善として、副主任(2名)・幼児リーダー・乳児リーダーを選任し、主任を含めた6名合議体制での方針決定会議の創設を進めている。人材確保に関しては、補充が必要となった場合、正社員は法人、契約社員は園が募集する事としている。
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	期待する職員像は、就業規則やオリエンテーションのしおりに明示されている。人事基準に付いては、評価基準が策定されており、成果評価と能力評価がなされ、総合評価として決定されている。只、評価基準の内容に付き、評価の客観性と公平性をどの様に担保して行くのかが、今後の改善課題である様に感じる。結果に付いては、面談で伝えられ職員の意向・意見を聞き、又、評価値と共に各々に対する期待値等も伝えられている。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	職員の就業状況や有給休暇の取得状況・時間外労働等の労務管理に関しては、園長の本部への報告項目ともなっており、園長により管理管轄されている。職員のメンタルヘルスに関しては、年1回のストレスチェックの他、相談窓口の設置や相談しやすい環境作りに努めている。ワークライフバランスへの配慮としては、年休の時間単位での取得可への変更や、会議時間の削減・会議進行方法の改善(資料の事前配布)等が効果を発揮しており、働きやすい職場作りに繋がっている。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	期待する職員像は、就業規則やオリエンテーションのしおりに明示されており、職員毎の人事考課の仕組として目標管理システムが構築されている。目標管理の仕組では、管理項目(3~4項目)を掲げ、開始時/中間/期末の評価面談が行われる。評価・見直しに付いては中間と期末に行われ、成果評価・能力評価と併せ、総合評価が行われ、進捗状況と合わせ達成度が評価される。
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	法人作成の冊子の中に、期待する職員像や必要とされる専門資格・専門技術が明示されており、新入職研修始め、中途採用者研修・資格取得の為の研修・階層別研修等が準備されており、策定された教育・研修計画に基づき、研修が実施されている。内容やカリキュラムに付いては、年度毎に評価・見直しが行われる。
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格(幼稚園教諭資格他)の取得状況等は研修履歴簿等により把握されている。新任職員に対しては、保育課程を標準的実施方法のマニュアルとして、教育担当によるOJTが行われる。法人により新入職研修始め、中途採用者研修・資格取得の為の研修・階層別研修等が準備されている。外部研修に付いては、推薦や希望により派遣者の決定がされるが、職員全員が参加できる様な配慮もされている。

評価結果詳細(とだ虹保育園)

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生の受入れオリエンテーションで使用される「実習オリエンテーション」に実習生の教育・育成に関する基本姿勢を明文化している。実習に関するマニュアルやプログラムについては、園として準備していないが、学校側が準備した物を使用し学校側と連携して実習が進められている。実習指導者は、指導者研修の受講者が指導に当たっている。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	ホームページに理念・基本方針や福祉サービスの内容に関しては公開されているが、事業計画・事業報告・予算・決算情報は載っていない。苦情・相談の受付の仕組みは、第三者委員の任命も含め整備されており、解決した内容によっては園だよりにて公表も行っている。子育て支援センターの案内は、医院等に置いて貰っている他、市の説明会の際等に配布している。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	経理規程に事務・経理・取引等に関するルールが明確にされており、契約・取引に付いての金額別決済権者も明示されている。職務分掌に付いては、運営規程に個別の業務に関する詳細な責任と権限が表記されている。その中で、事務員の業務として会計・物品購入・給与計算等、経理に関する業務分担が設定されているが、現在まで事務員は欠員のまま運営されている。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域との関わり方に付いて、基本的な考え方を文書化した物は準備されていないが、併設している子育て支援センターで地域の情報を収集したり、催し物を企画して通園児以外の子供や保護者の参加を得て、地域との交流が図られている。又、同様に子育て支援センターにて地域住民からの相談も受けており、地域のニーズ情報の把握にも貢献している。只、民家が周りに無いと云う立地条件から、地域の人々との交流は難しい状態である。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	年に数人のボランティアの受入れはあるが、殆どが市社協の受付経由である為、園としての受入れ体制は整っていない。依って、基本姿勢を明文化した物やマニュアルは準備されておらず、オリエンテーションや事前の説明が不十分のまま、支援を受ける状態となっている。尚、職場体験等、学校からのボランティアの受入れは行われており、学校教育への協力を行っている。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	市の資料として、個々の利用者の状況に対応できる関係機関・団体の一覧表が出来ており、職員に周知されている。又、各種関係機関と連絡協議会の開催がされており、都度、課題の共有化・対策の検討等が行われ、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。又、家庭での虐待等権利侵害が疑われる子供への対応に付いて、要保護児童対策地域協議会への参画や市保育課との連携の元、児童相談所への連絡が図られている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	周りに民家が無いと云う立地環境から、地域住民との交流は稀薄になっているが、子育て支援センターでは、対象となる子供を持つ保護者だけではなく、一般の地域の方々ができるような講座(ヨガ教室等)の活動を取り入れており、地域の活性化等に貢献している。しかし、近隣との合同防災訓練も開催できない為、災害時の地域における役割等は取り決めがない。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	子育て支援センターの運営により得られる情報や、相談受入れ体制からも具体的な地域の福祉ニーズの把握に努めている。市の開催による福祉関連会議に於いて、民生委員・児童委員との連携も出来ており、得られたニーズに基づき以後の支援センターのイベント等に活かされている。尚、保育所や子育て支援センターの機能以外での地域貢献に関わる事業・活動等は行っていない。

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	保育課程始め、職員の行動規範となる文書類には、理念や基本方針に掲げられた、利用者を尊重した福祉サービスの実施について明示されており、職員が理解し実践するための取組を行っている。又、保育課程は、職員の標準的な実施方法の礎として位置付けられており、内容に付いては、基本部分を園長・副園長・主任・副主任等、によりまとめられ、職員の意見も反映した形で保育のベースに置かれている。

評価結果詳細(とだ虹保育園)

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	利用者の虐待防止等の権利擁護に付いての規程・マニュアル等は整備されているが、プライバシー保護に関しては策定されていない。職員はプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等は理解し実践しているが、プライバシー保護に関しての研修等が行われていない。設備的な対応の一つとして、トイレ内にカーテンを設置し見えない様に配慮している。プライバシー保護に関する規程・マニュアル等がない為、保護者への周知や職員への懲戒規程等は策定されていない。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	利用希望者に対しては、ホームページやパンフレット等で情報提供が行われている。紹介資料は、絵や写真等を多用し分かり易くまとめられており、個別に丁寧な説明が行われている。併設する一時保育や子育て支援センターの利用を含め、見学や体験入所・一日利用等の希望に対応している。情報を提供する資料に付いては、変更事由が発生した都度、適宜見直しを実施される。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	サービス開始時に於いては、契約書の取り交わしにより利用者(保護者)の自己決定尊重としている。サービス開始・変更時には、重要事項説明書始め、保育のしおり等を用いて面談は個別に、説明会は小グループで行い、利用者が理解しやすい様、説明内容・方法を工夫している。又、入園後は成長の記録を残している。意思決定が困難な利用者への配慮に付いては、個別保育計画の策定に於いて配慮する事としている。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	保育理念の始めの文言が「子供達の最善の利益を基盤にし・・・」と謳われている事からも、いつ何時に於いても著しい変更や不利益が生じない様に配慮されている。他の保育所や家庭への移行時には、それまでの成長の記録を引継ぎ文書として渡している。終了後の相談に付いては、卒園後も何時でも受け付ける旨の説明をお別れ会等で行っている。
	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	利用者に対する満足度調査を定期的に行っており、日常の面談や保護者懇談会で得られた内容も含め、具体的な改善に結びつけている。満足度アンケートは催し物の開催毎にも行われ、以後の行事等に反映されている。分析結果は園だより等で保護者へも伝えられており、今回の第三者評価で行われたアンケート結果も、職員間で情報共有する事と併せ、保護者へのフィードバックを考えている。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情相談窓口として、苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置が行われており、説明した文書は所内掲示されており、又、重要事項説明書にも掲載され、入園の時に保護者に対して説明がされている。苦情受け付け書が作成されており、利用者からの苦情相談申し出時に職員が記載し記録とされている。検討内容や対応策に付いては、申告者に必ずフィードバックされ、同意を得た内容に付いては、公表の仕方を工夫した上で公表している。この中から質の向上に関わる取組も行われている。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	「苦情相談窓口」として仕組みが策定されており、苦情受け付けと同様の扱いとして掲示もされている。依って、窓口も同様、複数の中から相手を選べる事ができる仕組みとなっている。相談スペースに付いては、2階の多目的室を使用して行われている。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	利用者からの相談や意見を受けた際には苦情受け付け書が作成されており、利用者からの苦情相談申し出時に職員が記載し記録とされているが、マニュアルとして整備されていない。意見箱は設置されていないが満足度アンケートは定期的実施されており、その中で得られた意見・要望等は質の向上に関わる取組として行われている。職員は日々利用者が相談しやすい様に配慮し、意見の傾聴に努めている。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	リスクマネジメントに関しては、防災防犯委員会に於いて検討されている。併せて、ヒヤリハットの情報収集・要因分析・改善策・再発防止策の検討等が行われており、職員会議で報告されている。危機管理マニュアルや事故発生対応マニュアルが策定されている。又、内部・外部の研修の受講もされている。ヒヤリハットから出た事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性に付いての評価・見直し等は行われていない。尚、事務所が不在の時間が多く、セキュリティ上、多くの保護者が不安と感じている事を特記したい。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	危機管理マニュアルには、感染症等の発生時の管理体制が決められており、主たる感染症に対応したマニュアルが整備されていると思われるが、直ぐに提示できない状態に有り機能しているかが不明。看護師を中心に予防対策を含め勉強会等が開催されている。流行前に保健だよりを配布し、予防を呼びかけている。子供達の予防策として手洗いの励行を指導しており、手拭きもタオルからペーパーに変更し対策した。

評価結果詳細(とだ虹保育園)

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	防災マニュアルが策定されており、避難計画等も整備されている。又、防災計画に基づき月1回、避難訓練も行っている。事業継続計画等のシミュレーション等は今後の課題となっている。避難の際の安否確認方法も決められており、食料や備品類の備蓄のローリングもリストを持って行われている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	標準的な実施方法のベースとして保育課程を使用している。保育課程には基本的人権への配慮や子どもの権利擁護やプライバシー保護に付いても触れられており、毎月の報告段階で月案がまとめられ、上長に報告される事で実施状況が把握されている。保育課程は、月次のまとめを経る毎に改善され、マニュアル的ではあるが画一的にはなっていない。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	保育課程を持って標準的な実施方法としているが、内容の検証や見直しは月案の報告との摺り合わせの中で行われており、必要があれば都度、定期的には年度初めに合わせて検証・見直しが行われる。個別保育計画や職員・利用者からの意見や提案を受けて改訂される場合もある。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	個別保育計画策定の前段階でアセスメントを行い種々の情報が確認される。アセスメントの手法は標準化されており、特別な配慮が必要な子供(アレルギー等)の場合は、様々な職種の職員や医師によるカンファレンスを行う場合もある。個別保育計画は0~2歳は個別のニーズ等も記載されているが、3~5歳はクラス別のまとめの資料としている。指導計画がその通り行われているかどうかは、日報・週案・月案に成長の記録として記録され、振り返りや評価を行う仕組みとされている。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	個別保育計画に付いては、月次毎に月案のまとめ時に見直しが行われ、必要があれば変更される仕組みとなっている。その内容は、上長に報告される段階で確認され、関係職員にも周知される。新たに新年度の指導計画の作成に当たっては、アセスメント内容から再度見直され、適正な支援計画が策定される。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b	年間の保健計画に基づき健康診断等が行われ、統一した様式に各種記録がされる。サービス実施計画に基づくサービスが実施されている事は、各種記録(日報・週案・月案等)により確認することができる。実施内容は、上長に報告される際に書き方等も確認され、必要があれば訂正され指導される。記録ファイルの閲覧等は実施されているが、情報の分別に付いては、ネットワーク化がされた後の対応となる。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	個人情報保護規程が策定されており、利用者の記録の保管・保存・廃棄・情報の提供等に関する規定を定めている。就業規則に個人情報の不適切な扱いに関する懲戒規程が定められており、入園の際には職員に対し誓約書の提出も義務付けられている。個人情報保護に関する研修は、新入職時の研修にも織り込まれており、職員は個人情報保護規程等を理解し、遵守している。又、保護者に対しても説明されている。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 保育課程の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子供の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	保育課程は、児童憲章・児童の権利に関する条約・児童福祉法・保育所保育指針等の趣旨を捉えて編成されており、理念や保育方針に基づき編成されている。保育課程は職員参画の元、検討され、定期的に評価・見直しがされ、編成されている。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子供が心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	室内の居住環境は、常に快適な状態に保たれている。寝具は全てリースの物を使用しており、毎日交換され衛生的な物が支給されている。家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。特に0歳児は発達が早いので、まめに配置換え等を行っている。食事や睡眠の空間は、落ち着いた雰囲気や心地よい空間が確保されている。
A-1-(2)-② 一人一人の子供を受容し、子供の状態に応じた保育を行っている。	a	連絡ノートで毎日家庭での出来事も把握している。子供とはゆったりとした気持ちで接し、安心して自分の気持ちを表現できる様、配慮している。子供の気持ちを理解し、まずは欲求を受け止めるよう対応している。呼びかけや話をする際は、穏やかに分り易く話す様に心掛けている。子供をせかせかせたり制止する様な言葉は極力使用しない様にしている。
A-1-(2)-③ 子供が基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	子供の発達や生活習慣に合わせて、自分でやろうと云う主体性を尊重し、生活に必要な基本的な生活習慣(例:手洗い/着替え等)を身につけられる様、援助を行っている。一人ひとりの子供の状態に配慮しながら、運動と休息のバランスに注意し水分補給等もまめに行っている。

評価結果詳細(とだ虹保育園)

	第三者評価結果	コメント
A-1-(2)-④ 子供が主体的に活動できる環境を整備し、子供の生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	遊具等は子供が自由に選べる様にして、自主性・自発性に配慮している。否定的な言葉は使わず、子供が自発性を発揮できる様に援助している。あそびの中で体を動かす事の楽しさを感じられる様、支援している。生活とあそびの中で集団活動をする事により、人間関係が育まれる様、又、友達と協同して活動し一緒にやり遂げられる様、援助している。約束を守る等、社会的ルールや態度を身に付けていく様に配慮している。お泊まり保育の時には食材の買い出しを行い、社会体験が出来る機会を設けている。歌やお遊戯等、様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	0歳児が、長時間過ごす事に適した生活と遊び、及び延長時間には部屋を変える等、環境への工夫がされている。安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てる様、同じ職員が極力関わられる様、配慮している。子供が興味と関心を持つ事ができる様、応答的な関わりをしている。遊び道具に付いては、一人で遊べる手作り玩具を使用する等の配慮がされている。
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	1・2歳児の保育に於いて、子供に自分でやろうと云う気持ちが出てきた場合は、なるべく見守り自発的な活動を尊重している。居室ではなるべく自由に動ける様にし探索活動等が行える環境を整備している。まだお話が出来ない子供には友達とのコミュニケーションが出来る様、仲立ちをしている。異年齢クラスでの体験や、保護者による保育士体験の機会等を通して、保育士以外の大人との関わりを図っている。ドキュメンテーション(写真入りの説明資料)等を利用し、家族に説明したりして支援している。
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	3歳児の保育に関して、集団での約束事が守れる様、又、あそびの中で興味を持って取り組める様な環境を整え支援している。4歳児の保育に関して、集団としての約束事として決定できる様に、又、友達と共に楽しみながら遊びや活動に取り組める様、関わっている。5歳児の保育に関して、集団の中で皆の意見を聞く事が出来る様、又、友達と共に協力して何かをやり遂げる達成感を味わえる様、支援している。
A-1-(2)-⑧ 障害のある子供が安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	障害のある子供の対応に付いて、バリアフリー化やスロープを増やす事は、当初より配慮されていた。通常の子供達の集団の中での活動が難しい様な場合は、個別に対応した計画を作成し対応している。保育所での生活に付いて、家族の意向を確認しより連携を密にしている。必要に応じて市からの巡回医療指導等も利用している。職員は園内外の研修に参加し、必要な知識や情報を得ている。入園時に一般の保護者に対して、障害児保育を実施している旨、伝達している。
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	延長保育を含む長時間保育となった場合、1日を見通した計画的な取組みを行っている。家庭と同じ様な畳やマットの場所を作り、ゆったりと過ごすことができる環境を整えている。泣き止まない子供に対しては、一度違う場所に連れて行く等を行い、穏やかに過ごせる様、配慮している。延長に入ってから徐々に年上の子供達との合同保育に移行し、おやつ・食事の提供を行い、楽しく過ごせる様、配慮している。職員間の情報連携に付いては、朝のミーティングに於いて職員間での情報共有をしっかりと行っている。
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	埼玉県では、「3つのめばえ」として生活/興味・感心/他者との関係を、入学までに身につけて欲しい事として保育所等に提案している。それに対応して保育所では子供が、小学校入学以降の生活について見通しを持てる様になる機会として、小学校を訪問したり、幼保小連絡協議会に於いて情報連携したりして、入学準備を整えている。
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子供の健康管理を適切に行っている。	b	多肢に渡りバイタルチェックが実施されているが、健康管理に関するマニュアルは準備されていない。子供の体調悪化・けが等に付いては、保護者に伝えるとともに、事後の確認を必ず行っている。子供の保健計画は年間計画として作成されている。ひとり一人の子供の健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。特に感染症の罹患情報に付いては、漏れなく共有されている。保護者に対しては、保健日より子供の健康に関する方針や取組を伝えている。SIDS対策として見回り時間の徹底を行っている。
	第三者評価結果	コメント
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	健康診断・歯科健診の結果は記録され、保護者、及び関係職員に周知される。健康診断・歯科健診の結果は保健計画に反映され、保育が行われている。保護者へは特に歯科検診情報を伝え、虫歯予防に役立てて貰っている。
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子供について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	アレルギー疾患のある子供に対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子供の状況に応じた適切な対応を行っている。慢性疾患等のある子供に対しては、医師の指示書に従い子供の状況に応じた適切な対応を行っている。保護者とは、献立の確認を行う等、保育所での生活に配慮している。食事の時は食器・トレーは色分けして対応している。職員は研修等で必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。

評価結果詳細(とだ虹保育園)

A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	食事に関する経験が出来る様、食育に関する年間計画を立てて対応している。食事の時間は小グループに分かれ、職員が必ず付いて一緒に楽しく食べられる様にしている。子供の発達やその日の食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。残食実績の高い物は、見た目でも食べたい様工夫がされている。子供が、食に付いての関心を深める為の取組としてプランターでの野菜栽培等を行っている。
A-1-(4)-② 子供がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	子供の発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。特に離乳食は保護者の要望に応じて調理している。面談やアセスメント時等で子供の好き嫌いを把握している。給食担当と連携を密にして残食を減らす努力をしている。行事食や季節食等を取り入れ、変化のある献立となるよう配慮している。大量調理マニュアル等に基づき衛生管理が適切に行われている。
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子供の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	連絡帳や朝夕の面談等により、家庭との日常的な情報交換を行っている。保育参観や保育士体験等の催し物を通して、保育の意図や保育内容に付いて、保護者の理解を得る機会を設けている。面談等も含め、家庭の状況、保護者との情報交換の内容を記録している。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	保育参観・保育士体験・イベント等を通じて、コミュニケーションにより保護者との信頼関係を築く様、努めている。保護者の就労状況や突発的な交通機関の遅延等にも対応して、延長等の相談に適宜応じている。相談対応にしても、保護者の事情を配慮して曜日や時間の対応を工夫している。子育て支援センターとの連携で、相談支援を受け付ける体制が構築されている。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子供の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	家庭に於ける虐待等権利侵害の兆候を見逃さない様に、子供を着替えさせる時に確認している。又、虐待等権利侵害の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議している。保護者の状態に付いても、何か異変があれば直ぐに対応する準備がされている。職員に対しては、研修や勉強会により理解を促し、早期発見に心掛けている。虐待等権利侵害を発見した場合の対応等に付いては、虐待防止マニュアルを整備している。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	保育士は、月案や記録・職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を定期的に行っている。自己評価に当たっては、結果を共有する事により互いの学び合いや意識の向上に繋がっており、これに基づき保育技術の改善や専門性の向上を目指し、保育所全体の発展へと繋がって行く。